



障がいに関わる方が
より良い地域生活を
送れるように



社会福祉法人たまん福祉会

相談支援センターたまん

Consultation Support



福祉サービスの利用や地域での生活のことなど
なんでもご相談ください。

障がいのある方やご家族などから、生活に関して困ったことや悩んでいることなどをご相談いただき

より良い地域生活を送るためにどうしたら良いかを、一緒に考えてサポート(支援)します。

ご相談には経験豊富な相談支援専門員が対応し、もちろん秘密は厳守いたします。

相談は無料です。お気軽にご連絡ください。

主な支援内容

特定相談支援事業 & 障がい児相談支援事業 & 一般相談支援事業 (地域移行・地域定着)

利用者やその家族、関係者の課題解決や適切なサービス利用に向けて、本人や家族と相談しながら利用計画を作成します。

社会資源を活用するための支援

利用者の自立生活のために、地域にある様々なもの、人、サービス、情報などの社会資源の活用を支援します。

専門機関の紹介

相談内容に応じて、医療・保健機関や福祉施設などの専門機関についての情報を提供します。

福祉サービスの利用援助

ホームヘルプ・重度訪問介護・行動援護・児童デイサービス・移動支援などの情報提供とご利用についての相談をお受けします。

社会生活力を高めるための支援

健康管理や金銭管理、交通・移動手段の方法など、自立生活へ向けての相談や支援を行います。



相談支援センターたまんの特徴

01 総合的なサポート体制



「たまん」には経験豊富な相談支援専門員を配置しています。ご本人やご家族の意向を十分に伺い、市町村や事業所等と連絡調整しながら、状況に合わせた相談支援を行います。
(相談員数：8名 所持資格：相談支援専門員・社会福祉士・介護福祉士・保育士)

02 ピアサポーターの導入



「たまん」では障がいを持った相談員(ピアサポーター)が、自分の境遇に基づいて寄り添った支援を行います。専門スタッフには話しづらいことでも、安心して相談できる環境を整えています。

03 地域密着の支援ネットワーク



他の相談支援事業所に加えて行政、福祉、医療、就労、教育などあらゆる機関と連携を取ることで、利用者の方の悩みや相談に幅広く対応しています。利用者が住み慣れた環境で生活しやすいようサポートします。

04 プライバシー重視の安心相談



相談内容は秘密厳守でプライバシーに配慮し、利用者の方の希望に応じて、来所、訪問、電話などでご相談いただけます。安心してご相談ください。
※来所については事前予約をお願いいたします。

ご利用までの流れ

01 必要書類の準備

市町村役場(福祉課)

お住いの市町村(福祉課)から、福祉サービスを利用するために必要な書類をうけとります。



02 サービス利用計画案の作成

相談支援センターたまん

相談支援センターたまんでサービス利用計画作成のための聞き取りを行い、今後どのような暮らし方がしたいか、どうすれば実現できるかを一緒に考えて、それを基にサービス利用計画案を作成します。

たまんの職員がお宅に訪問して、お話を伺うこともできます。もちろん秘密は守ります。



03 サービス利用計画案の提出

相談支援センターたまん

作成されたサービス利用計画案などの書類をお住いの市町村(福祉課)へ提出します。その後市町村より「支給決定書類」が送付されます。

・支給決定通知 ・障害区分認定通知 ・受給者証 など



04 支給決定書類の提出

相談支援センターたまん

届いた「支給決定書類」を相談支援センターたまんに提出していただきます。その書類からサービス等利用計画が作成されます。



サービス提供事業者と契約・利用開始



地域相談支援のサービスを提供
地域生活体験(一人暮らし)などの支援

よくいただくご相談内容



福祉サービスを利用したいけど、なにが使えるかわからないし、どうしたら良いかわからない。



働きたいけど障がいがあるから、どこで働けるかわからない。続けられるのか不安もある。

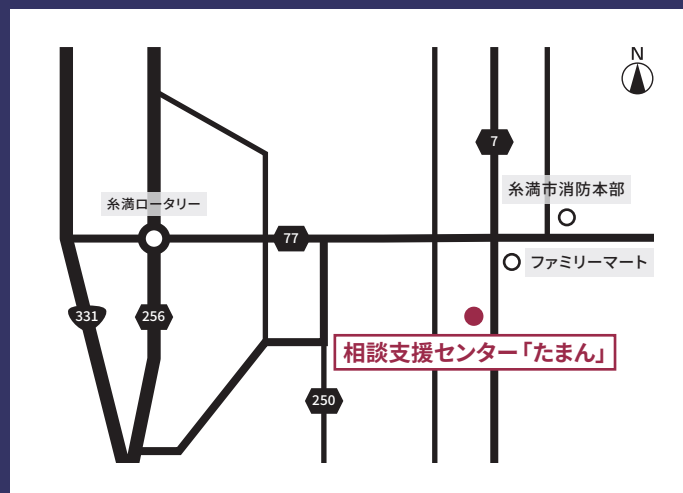


子どもに障がいがあるかもしれないけど、どこでなにをすれば良いかわからない



障がいのある子どもは学校を卒業したら就職できる？
就職できない場合どうなるの？





社会福祉法人たまん福祉会 相談支援センターたまん

〒901-0315 糸満市照屋1221番地の1(2階)

Tel.098-840-8468 Fax.098-840-8469

利用日時 月曜日～金曜日 午前8:30～午後5:30

休館日 土日、祝祭日及び12月29日～1月3日